

令和6年度消費者啓発広報事業
業務委託に係る企画提案書作成要領

1 提案を求める事項（企画提案書の作成内容）

(1) ラジオスポットの放送について（主に高齢者向け）

高齢者の聴取率が高い番組や時間帯における放送についての提案。

- ・放送局別に放送時間帯や本数が分かるように記載すること。
- ・時間取りを想定している番組やパブリシティの予定があれば記載すること。

(2) 動画制作

Web広告及びテレビ番組無料配信サービス広告で使用する動画についての提案

- ・2種類作成すること。
- ・うち1種類は縦長の動画とすること。

(3) Web広告（主に若者向け）

広告プラン等についての提案。

- ・媒体毎に広告対象区分（エリア，年代，配信回数，期間など）とそのように区分した理由がわかるように記載すること。

(4) 自由提案

上記(1)～(3)のほか、グッズ作成や高齢者及び若年者向けの広告についての提案

- ・1種類以上のグッズ作成案（ウェットティッシュを除く）を提案すること。
- ・想定する広告やグッズのラフデザイン案を作成し、それぞれ予定する内容及び理由を記載すること。
- ・グッズについては想定する対象者や配布先、個数がわかるように記載すること。
また、当県HP「消費者ホットライン」につながるQRコードを入れること。
(グッズ等を作成する場合は、各市町村消費生活センター送付用の1,000個を確保した上で作成すること。)
- ・広告については媒体毎に広告対象区分（エリア，年代，配信回数，期間など）とそのように区分した理由がわかるように記載すること。
- ・トラブル事例を入れた提案とすること。

3 企画提案書の様式

A4判（長辺綴じ）を使用し、カラー印刷とする。

4 その他

令和5年度に実施した消費者啓発広報事業の概要については別添を参照すること。